賃貸借契約書（案）

１　物件名　　　　　：マイナンバー系NW端末等更新業務リース契約

２　納入場所　　　　：守口市京阪本通二丁目５番５号、大阪府守口市大宮通一丁目13番７号

３　納入期限　　　　：令和７年11月30日

４　契約期間　　　　：契約締結日　　　から令和12年７月31日まで

５　賃貸借期間　　　：令和７年12月１日から令和12年７月31日まで

６　賃貸借料（月額）：金●，●●●，●●●円

（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額　金●●●，●●●円）

７　賃貸借料（総額）：金●●●，●●●，●●●円

（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額　金●●，●●●，●●●円）

８　契約保証金　　　：金●●，●●●，●●●円

ただし、守口市契約規則第２１条第７号により免除

　上記の物件について、賃借人「守口市」、賃貸人「●●●●●●●●●●●●●●」及び納入者「●●●●●●●●●●●●●●」は、以下の契約条項に基づき契約（以下「本契約」という。）を締結する。

　 本契約締結の証として本書３通を作成し、賃借人、賃貸人及び納入者が記名押印の上、各１通を保有する。

令和　　年　　月　　日

賃借人

守口市京阪本通二丁目５番５号

守口市

守口市長　　　　瀬野　憲一

賃貸人

●●●●●●●●●●●●●

●●●●●●●●●●●●●

●●●●●●●●●●●●●株式会社　●●支店

支店長　　 ●●　●●

　　　　　　　　　　　 納入者

●●●●●●●●●●●●●

●●●●●●●●●●●●●

●●●●●●●●●●●●●株式会社　●●支店

支店長　　 ●●　●●

（総則)

第１条　賃借人、賃貸人及び納入者は、この契約書に基づき、調達仕様書等（仕様書、別紙、質問回答書を含む。以下「仕様書等」という。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約を誠実に履行しなければならない｡

２　賃貸人は、賃借人に対し、納入者が納入する「マイナンバー系NW端末等」（以下「物件」という。）を賃貸し、賃借人はこれを借り受けるものとする。

３　納入者は、この契約の履行に当たっては、常に善良なる管理者の注意をもってこの契約に基づく業務（以下「業務」という。）を行わなければならない。

４　この契約書に定める請求、通知、報告、申出、承認及び解除は、書面により行わなければならない。

５　この契約の履行に関して賃借人、賃貸人及び納入者間で用いる言語は、日本語とする。

６　この契約書に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。

７　この契約の履行に関して賃借人、賃貸人及び納入者間で用いる計量単位は、仕様書等に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成４年法律第51号）に定めるものとする｡

８　この契約書における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする｡

９　この契約は、日本国の法令に準拠するものとする｡

10　この契約に係る訴訟の管轄は、賃借人の事務所の所在地を管轄する大阪地方裁判所とする。

11　納入者が共同企業体を結成している場合において、賃借人は、この契約に基づくすべての行為を共同企業体の代表者に対して行うものとし、賃借人が当該代表者に対して行ったこの契約に基づくすべての行為は、当該共同企業体のすべての構成員に対して行ったものとみなし、また、納入者は、賃借人に対して行うこの契約に基づくすべての行為について当該代表者を通じて行わなければならない。

（契約期間）

第２条　納入者は、賃貸借契約書頭書３に記載する納入期限までに、仕様書等の要件を全て満たした物件の納入を完了し、賃借人の通常業務が滞りなく行える状態にしなければならない。

２　納入者は、物件への切替時点において仕様書等に記載の情報機器を構築し、本市業務運営に支障をきたすこと無く使用できる状態にすること。

（賃貸借期間）

第３条　賃借人が賃貸人から物件を借り受ける期間は、賃貸借契約書頭書５とし、賃借人が賃貸人に支払う賃貸借料はその期間に発生するものとする。

２　第17条第４項の規定による物件の納入が完了した日から賃貸借契約書頭書３までの間、賃貸借料の支払は発生せず、据え置かれるものとする。

（契約金額及び内訳）

第４条　月額賃貸借料は賃貸借契約書頭書６に記載する金額とし、賃貸借料総額は賃貸借契約書頭書７に記載する金額とする。また、年度ごとの支払額の内訳は、別紙「契約金額内訳書」のとおりとする。

（契約の保証）

第５条　納入者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第４号の場合において、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を賃借人に寄託しなければならない。

(1)　契約保証金の納付

(2)　契約保証金の納付に代わる担保となる有価証券等の提供

(3)　この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行、賃借人が確実と認める金融機関の保証

(4)　この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

２　前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第５項において「保証の額」という。）は、契約金額の10分の１以上としなければならない。

３　第１項の規定により、賃貸人が同項第２号又は第３号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第４号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。

４　第１項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

(1)　地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の５第１項及び第167条の11に規定する資格を有する者と契約を締結する場合において、その者が過去２年間に国、他の地方公共団体又は本市との間で種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

(2)　法令に基づき延納が認められる場合において、確実な担保が提供されたとき。

(3)　随意契約を締結する場合において、契約金額が少額であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。

(4)　契約の目的又はその性質が契約保証金を徴収する必要がないと認められるとき。

５　契約金額の変更があった場合には、保証の額が変更後の契約金額の10分の１に達するまで、賃借人は保証の額の増額を請求することができ、賃貸人は、保証の額の減額を請求することができる。

（権利義務の譲渡等）

第６条　賃貸人及び納入者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、賃借人の承諾を得た場合は、この限りでない。

（再委託等の禁止及び誓約書の提出）

第７条　賃貸人及び納入者は、業務の全部若しくは一部を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ賃借人の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

２　賃貸人及び納入者は、前項に基づき本件業務の全部又は一部を第三者（以下「再委託先」という）に委託したときは、本契約に基づき賃貸人及び納入者が賃借人に対して負うものと同様の義務を再委託先に負わせるものとし、再委託先の行為について全ての責任を負うものとする。

３　賃貸人及び納入者は、再委託先に対して監督責任を負う。

４　賃貸人及び納入者は、受任者又は下請負人が、守口市暴力団排除条例（平成25年守口市条例第21号）第２条第２号に規定する暴力団員又は同条第３号に規定する暴力団密接関係者でないことを表明した誓約書を、それぞれから徴収し、賃借人に提出しなければならない。ただし、その受任者又は下請負人との契約において、契約金額が500万円未満の場合は、この限りでない。

５　賃貸人及び納入者が守口市公共工事等及び売払い等に関する暴力団対策措置要綱（平成25年９月１日施行）別表に掲げる措置要件に該当し、入札除外措置を受けた場合又は第26条第１項第６号アからカまでのいずれかに該当する者を受任者又は下請負人としていた場合は、賃借人は賃貸人及び納入者に対して、当該契約の解除を求めることができる。

６　前項の規定により契約の解除を行った場合の一切の責任は、賃貸人及び納入者が負うものとする。

（法令上の責任等）

第８条　賃貸人及び納入者は、業務に従事する作業員及び第11条第１項に規定する業務責任者（以下「作業員等」という。）の使用者として、労働基準法（昭和22年法律第49号）、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）、職業安定法（昭和22年法律第141号）、最低賃金法（昭和34年法律第 137号）その他関係法令を遵守するとともに、これら法令上の一切の責任を負い、かつ、責任をもって労務管理を行うものとする。

２　賃貸人及び納入者は、業務遂行に伴い発生した財産上、法令上のすべての問題について責任を負うものとする。

（個人情報の保護）

第９条　賃貸人及び納入者は、個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他法令に定めるもののほか、業務を処理するための個人情報及び特定個人情報の取り扱いについては、別記「個人情報及び特定個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

（秘密の保持及び資料等転用の禁止等）

第10条　賃貸人及び納入者は、業務を行う上で知り得た業務上の秘密を他人に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。

２　前項の規定は、作業員等にも適用するものとする。

３　前２項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

４　賃貸人及び納入者は、賃借人が提供する一切のデータ、プログラム、資料等を業務以外の用に供し、又は複製してはならない。ただし、賃借人の承諾を得たときは、この限りではない。

（納入者の業務責任者）

第11条　納入者は、業務の技術上の管理を行う業務責任者（以下「業務責任者」という。）を定め、その氏名その他必要な事項を賃借人に書面で通知しなければならない。その者を変更したときも、同様とする。

２　業務責任者は、この契約の履行に関し、業務の管理及び統轄を行うものとする。

（業務実施計画書の提出）

第12条　納入者は、この契約締結後30日以内に仕様書等に基づいて、業務実施計画書を作成し、賃借人に提出し、その承諾を得なければならない。

２　この契約の他の条項の規定により契約期間又は仕様書等が変更された場合において、賃借人は、必要があると認めるときは、納入者に対して業務実施計画書の訂正を請求することができる。

３　第１項の規定は、前項の場合について準用する。

（特許権等の使用）

第13条　納入者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている業務仕様又は工法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、賃借人がその業務仕様又は工法を指定した場合において、仕様書等に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、賃貸人及び納入者がその存在を知らなかったときは、賃借人は、賃貸人及び納入者がその使用に要した費用を負担しなければならない。

（監督職員）

第14条　賃借人は、監督職員を置いたときは、その氏名を納入者に通知しなければならない。その者を変更したときも、同様とする。

２　前項の監督職員（以下「監督職員」という。）は、この契約に基づく賃借人の権限とされる事項のうち賃借人が必要と認めて監督職員に委任したもののほか、仕様書等に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。

(1)　賃借人の意図する成果物を完成させるための納入者又は納入者の業務責任者に対する指示

(2)　この契約の履行に関する納入者又は納入者の業務責任者との協議

(3)　業務の進捗の確認、仕様書等の記載内容と履行内容との照合その他契約の履行状況の監督

３　賃借人は、２名以上の監督職員を置き前項の権限を分担させた場合にあってはそれぞれの監督職員の有する権限の内容を、監督職員にこの契約に基づく賃借人の権限の一部を委任した場合にあっては当該委任した権限の内容を、納入者に通知しなければならない。

４　賃借人が監督職員を置いたときは、この契約に定める指示等は、監督職員を経由して行うものとする。

（臨機の措置）

第15条　納入者は、業務の履行にあたって事故が発生したとき、又は事故が発生するおそれのあるときは、賃借人の指示を受け、又は賃借人、賃貸人及び納入者とが協議し、臨機の措置をとらなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、納入者の判断によって臨機の措置をとらなければならない。

２　前項の場合において、納入者は、そのとった措置の内容について、遅滞なく賃借人及び賃貸人に報告しなければならない。

３　賃借人又は監督職員は、事故防止その他業務上特に必要があると認めたときは、納入者に対して臨機の措置をとることを請求することができるものとする。

４　賃貸人が、第１項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、契約金額の範囲内に含めることが適当でないと認められる部分の経費については、賃借人がこれを負担する。

（権利の帰属）

第16条　物件構築の過程で生じた著作権、特許権、実用新案権（以下、「著作権等」という。）の帰属については、以下のとおりとする。

２　データの所有権は、納入者がシステムを制御するために作成したものを除き、賃借人のものとする。

３　プログラム及びカスタマイズを要したプログラム等（以下、「プログラム等」という。）の取り扱いは以下のとおりとする。

(1)　本業務で開発を行ったプログラム等における知的所有権に関しては、原則として納入者が著作権等を有するものとする。

(2)　賃貸人又は納入者はいかなる場合も著作者人格権を行使しないものとする。

(3)　賃貸人又は納入者に著作権等が留保された場合でも、賃借人は本業務で開発を行ったプログラム等を、賃借人が物件を自己利用するために必要な範囲で、複製、翻案、改変及び通常実施ができるものとする。

(4)　賃貸人又は納入者に著作権等が留保された場合でも、その著作物について、賃貸人又は納入者は、賃借人に対し、関連する文書を納入物件として無償で納入する。

(5)　納入者が従前より保有する著作権等を物件に適用した場合でも、納入者は賃借人に対し、当該著作権等について、賃借人が自ら物件を使用するために必要な範囲内で、通常実施権を許諾するものとする。

(6)　本契約に基づき開発されたアイデア、ノウハウ、コンセプト等については、賃借人又は納入者はそれぞれ秘密保持義務の負担及び対価の支払をすることなく、自由に使用できるものとする。

（検査及び引渡し）

第17条　納入者は、業務を完了したときは、遅延なく成果物を賃借人に提出し、賃借人の検査を受けなければならない。

２　賃借人は、成果物を受理したときは、その日から起算して10日以内に成果物について検査を完了し、当該検査の結果を賃貸人及び納入者に通知しなければならない。

３　納入者は、前項の検査に合格しないときは、賃借人の指示に従い、直ちに必要な修正を行うものとし、当該修正が完了したときは、その旨を賃借人に通知しなければならない。この場合において、当該通知が賃借人に到達された日から改めて、前２項の規定を適用する。

４　前２項の検査による賃借人からの合格の通知が賃貸人及び納入者に到達したとき、物件の納入が完了したものとする。

（契約金額の支払）

第18条　物件の納入が完了した後、賃貸人は、賃貸借期間中、当該月経過後に適法な手続に従って、賃借人に月額賃貸借料の支払を請求することができる。

２　賃借人は、前項の規定による賃貸人からの請求を受理した日から30日以内に月額賃貸借料を賃貸人に支払わなければならない。

３　賃借人は、自己の責めに帰すべき事由により、前項の規定による月額賃貸借料の支払が遅れたときは、当該未支払金額につき、遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第８条第１項の規定により財務大臣が決定する率（以下「支払遅延防止法の率」という。）を乗じて計算して得た額の遅延利息を賃貸人に支払わなければならない。

（業務責任者に対する措置請求）

第19条　賃借人は、業務責任者がその業務の実施につき、著しく不適切と認められるときは、納入者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

２　納入者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果について、請求を受けた日から10日以内に賃借人に通知しなければならない。

３　納入者は、監督職員がその職務の執行につき著しく不適切と認められるときは、賃借人に対し、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

４　賃借人は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果について、請求を受けた日から10日以内に納入者に通知しなければならない。

（事故発生時の報告）

第20条　納入者は、業務の処理に関し、事故その他契約の履行を行い難い事由が生じたときは、直ちに賃借人に報告し、その指示に従うものとする。

（業務内容の変更等）

第21条　賃借人は、必要がある場合には、賃貸人及び納入者と協議の上、業務の内容を変更し、又は業務を一時中止することができる。この場合において、契約金額又は契約期間を変更する必要があるときは、賃借人、賃貸人及び納入者が協議し、書面においてこれを定めるものとする。

（調査等）

第22条　賃借人は、必要と認めるときは、納入者に対して業務の処理状況につき調査し、又は報告を求めることができる。

（履行遅滞）

第23条　納入者は、契約期間内に業務を完了することができないことが明らかになったときは、賃借人に対して遅滞なく、その理由を付した書面により契約期間の延長を求めることができる。この場合において、その延長日数は賃借人、賃貸人及び納入者が協議し、これを定めるものとする。

２　納入者は、前項の場合において、その理由が納入者の責めに帰するものであるときは、契約金額（履行が可分の契約であるときは、履行遅滞となった部分の契約金額）につき、その延長日数に応じ、支払遅延防止法の率を乗じて計算して得た額の遅滞料を賃借人に支払わなければならない。

（不履行責任）

第24条　納入者は、業務について、契約書に定められたとおり履行できないことが明らかになったときは、直ちに賃借人に報告しなければならない。

２　納入者は、前項の場合において賃借人に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

（損害賠償）

第25条　納入者は、業務の処理に当たり、この契約書及びこの契約書に基づく賃借人の指示に違反して、賃借人又は第三者に損害を与えた場合は、賃借人の責めに帰すべき事由による場合を除き、その損害を賠償しなければならない。

２　賃貸人は、納入者が債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるときは、これによって生じた損害の賠償を納入者に対し請求することができる。ただし、その債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして納入者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

（賃借人の解除権及び契約が解除された場合等の違約金）

第26条　賃借人は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1)　納入者が正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。

(2)　納入者がその責めに帰すべき事由により履行期間内に業務が完了しないと明らかに認められるとき。

(3)　賃貸人又は納入者が契約の締結又は履行について不正な行為（次条各号に該当するものを除く（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第２条第９項第３号で規定する不当廉売の場合を除く。））があったときその他契約に関する法令、条例、規則、規程等に違反したとき。

(4)　納入者が業務責任者を配置しなかったとき。

(5)　賃貸人又は納入者が守口市公共工事等及び売払い等に関する暴力団対策措置要綱別表に掲げる措置要件に該当し、入札等除外措置を受けたとき。（納入者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この条において同じ。）

(6)　賃貸人又は納入者が次のいずれかに該当するとき。

ア　役員等（賃貸人又は納入者が個人である場合にはその者を、賃貸人又は納入者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第６号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ　暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ　役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ　役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ　再委託契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ　賃貸人又は納入者が、アからオまでのいずれかに該当する者を再委託契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、賃借人が賃貸人又は納入者に対して当該契約の解除を求め、賃貸人又は納入者がこれに従わなかったとき。

(7)　前各号に掲げる場合のほか、契約に違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。

２　次の各号のいずれかに該当するときは、賃貸人又は納入者は、契約金額の10分の１に相当する額を違約金として賃借人の指定する期間内に支払わなければならない。

(1)　前項の規定によりこの契約が解除されたとき（同項第５号及び第６号に該当するときを除く。）

(2)　賃貸人又は納入者がその債務の履行を拒否し、又は賃貸人又は納入者の責めに帰すべき事由によって賃貸人又は納入者の債務について履行不能となったとき

３　次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第２号に該当する場合とみなす。

(1)　賃貸人又は納入者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人

(2)　賃貸人又は納入者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人

(3)　賃貸人又は納入者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

４　賃貸人又は納入者は、第１項第５号又は第６号のいずれかに該当するときは、賃借人が契約を解除するか否かを問わず、契約金額の10分の１に相当する額を違約金として賃借人の指定する期間内に支払わなければならない。

５　第２項及び前項の場合において、第５条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、賃借人は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができる。

６　賃借人は、第１項の規定により契約を解除したことにより、賃借人に生じた実際の損害額が第２項又は第４項に規定する違約金の額を超える場合において、超過分につき賠償を請求することができる。

７　本条に定める違約金の請求は、賃貸人又は納入者のうち当該違約金の請求事由となった者に対して賃借人が行うものであり、賃貸人又は納入者は違約金に対して、連帯責任を負うものではない。

（談合その他不正行為による解除)

第27条　賃借人は、この契約に関し、賃貸人又は納入者（賃貸人又は納入者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この条において同じ。）が次の各号のいずれかに該当したときは、契約を解除することができる。

(1)　賃貸人又は納入者に違反行為があったとして、公正取引委員会が行った独占禁止法第７条第１項若しくは同条第２項（同法第８条の２第２項及び同法第20条第２項において準用する場合を含む。）、同法第８条の２第１項若しくは同条第３項、同法第17条の２又は同法第20条第１項の規定による排除措置命令が、同法第49条第７項の規定により確定（同法第52条第５項の規定により確定したときを含む。）したとき。

(2)　賃貸人又は納入者に違反行為があったとして、公正取引委員会が行った独占禁止法第７条の２第１項（同条第２項及び同法第８条の３において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令が、同法第50条第５項の規定により確定（同法第52条第５項の規定により確定したときを含む。）したとき、又は同法第７条の２第１項の規定により課徴金を納付すべき事業者が、同条第10項の規定により納付命令を受けなかったとき。

(3)　独占禁止法第65条から第67条までの規定による審決（同法第66条第３項の規定により原処分を全部取消す審決又は第67条第２項の規定により該当する事実がなかったと認める審決を除く。）に対して賃貸人又は納入者が取消しの訴えを提起せず、審決が確定したとき。

(4)　公正取引委員会が賃貸人又は納入者に違反行為があったとして行った審決に対し、賃貸人又は納入者が独占禁止法第77条の規定により提起した審決取消しの訴えについて請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。

(5)　賃貸人又は納入者（賃貸人又は納入者が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の６若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第１項の規定による刑が確定したとき。

(6)　令第167条の４第２項第２号に該当すると認められたとき。

（賃借人都合による解除）

第28条　賃借人は、納入者による物件の納入が完了するまでの間は、第26条第１項又は前条の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

２　賃借人は賃借人の都合により物件の引渡し完了後に本契約を解除することはできないものとする。やむを得ず賃借人から本契約を解除する場合は、残存賃借料相当額を、当該解除日の属する月の翌月末日までに賃貸人に支払うものとする。

（賠償の予定）

第29条　賃貸人又は納入者は、第27条各号のいずれかに該当するときは、賃借人が契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、契約金額の10分の２に相当する額を支払わなければならない。業務が完了した後も同様とする。ただし、同条第１号から第４号までのうち、審決の対象となる行為が、独占禁止法第２条第９項第３号で規定する不当廉売の場合を除く。

２　前項の場合において、賃貸人又は納入者が共同企業体であり、既に解散されているときは、賃借人は、賃貸人又は納入者の代表者であった者又は構成員であった者に賠償金の支払いを請求することができる。この場合において、賃貸人又は納入者の代表者であった者及び構成員であった者は、共同連帯して前項に規定する額を賃借人に支払わなければならない。

３　賃借人は、賃借人に生じた実際の損害額が第１項に規定する賠償金の額を超える場合において、超過分につき賠償を請求することができる。

４　本条に定める賠償金の請求は、賃貸人又は納入者のうち当該賠償金の請求事由となった者に対して賃借人が行うものであり、賃貸人又は納入者は賠償金に対して、連帯責任を負うものではない。

（動産総合保険）

第30条　賃貸人は、物件のうち、ハードウェアについて納品日から賃貸借期間の満了まで、賃貸人を保険契約者及び被保険者とする動産総合保険を、賃貸人が選定する保険会社と締結するものとする。

２　前項の動産総合保険においては、地震、噴火、津波、賃借人の故意又は重大な過失、その他保険約款に定める免責条項に起因する損害については、保険金は支払われないものとする。

３　賃借人及び納入者は、保険事故が生じたときは、直ちに賃貸人に通知するものとする。

（物件の取替、改造等）

第31条　物件の取替、改造又は他の機械器具の取付の必要が生じた場合には、賃借人、賃貸人及び納入者で協議するものとする。なお、費用はその利益を享受する者又はその責を負うべき者が負担するものとする。

（物件の移転）

第32条　物件を設置場所から移転する必要が生じた場合には、賃借人、賃貸人及び納入者で協議するものとする。なお、物件の移転は原則として納入者が行うものとし、費用はその利益を享受する者又はその責を負うべき者が負担するものとする。

（危険負担）

第33条　成果物の引渡し前において、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象（以下「天災等」という。）で賃借人と納入者のいずれの責めにも帰することができないものにより当該業務が履行不能となった場合その他損害が発生した場合においては、納入者がこれを負担するものとする。

（契約不適合責任）

第34条　賃借者は、引き渡された成果物が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、納入者に対し、成果物の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。

２　前項の場合において、納入者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、賃貸者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

３　第１項の場合において、賃借者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、賃借者は、その不適合の程度に応じて契約金額の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告することなく、直ちに契約金額の減額を請求することができる。

(1)　履行の追完が不能であるとき。

(2)　賃貸者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3)　契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達成することができない場合において、賃貸者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

(4)　前３号に掲げる場合のほか、賃借者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

（契約不適合責任期間）

第35条　賃借人は、引き渡された成果物が種類又は品質に関して契約不適合であるときは、契約不適合であることを知った日から１年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完請求、損害賠償の請求、契約金額の減額の請求又は契約の解除をすることができない。ただし、賃借者が成果物の引渡しを受けた時点において、納入者がその不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

（契約終了後の処理）

第36条　この契約が契約解除その他の理由により終了したときは、賃貸人及び納入者は、賃借人が貸与したデータ、その他資料の一切を直ちに賃借人へ返却しなければならない。この場合において、全ての取込済みデータは、抹消しなければならない。

２　賃借人の施設内のサーバ室（以下「サーバ室」という。）に設置されているサーバ等の機器については、賃貸人又は納入者が解体、離線、ラックからの取り外しを実施のうえ、サーバ室から撤去しなければならない。

３　サーバ室に設置されている以外の機器については、賃借人は、賃借人の指定する同一施設内の３箇所以内に集約しなければならない。賃貸人又は納入者は、集約された全ての機器に対して、遅滞なく撤去しなければならない。

４　賃貸人又は納入者は、契約が終了し返却を受ける機器について記憶媒体を全て物理破壊し、確実に消去したことを証するものを書面で賃借人に示さなければならない。

５　賃貸人及び納入者は、前項の規定による返却、抹消及び証明のために支出した経費について、名目の如何を問わず、賃借人に対しその補償又は金銭を請求することができない。

（再リース）

第37条　賃借人は、本契約終了後、本契約を更新（再リース）することができる。

２　再リース契約は原則１年更新とするが、賃借人より１年に満たない期間の再リース契約の提起があった場合は、賃貸人は納入者と調整を行い、再リース契約に対応するものとする。

３　再リース契約終了後に、賃借人より再度のリース契約の提起があった場合には、賃貸人は納入者と調整を行い、再々リース契約に対応するものとする。

（賃借人による第三者への貸与）

第38条　賃借人が第三者に賃借人の業務を委託し、実施させる場合は、賃貸人の承諾なしに、第三者へ物品を貸与できるものとする。

（相殺）

第39条　賃借人は、賃貸人及び納入者に対して有する金銭債権があるときは、賃貸人及び納入者が賃借人に対して有する保証金返還請求権、契約金額請求権及びその他の債権と相殺することができる。

２　前項の場合において、相殺して、なお不足があるときは、賃貸人及び納入者は、賃借人の指定する期間内に当該不足額を支払わなければならない。

（紛争の処理）

第40条　賃貸人及び納入者は、この契約に関し、第三者との間に賃借人の責めに帰さない紛争が生じたときは、賃貸人及び納入者の責任と負担においてその一切の処理をするものとする。

（疑義等の決定）

第41条　この契約に定めのない事項又はこの契約に関して疑義が生じたときは、賃借人、賃貸人及び納入者が協議し、これを定めるものとする。

（別紙）

契約金額内訳書

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 年　度 | 年度額 | 対象期間 | 支払金額(月額) |
| １ | 令和７年度 | 金●●●, ●●●, ●●●円 | 令和７年12月から  令和８年３月まで | 金●, ●●●, ●●●円 |
| ２ | 令和８年度 | 金●●●, ●●●, ●●●円 | 令和８年４月から  令和９年３月まで | 金●, ●●●, ●●●円 |
| ３ | 令和９年度 | 金●●●, ●●●, ●●●円 | 令和９年４月から  令和10年３月まで | 金●, ●●●, ●●●円 |
| ４ | 令和10年度 | 金●●●, ●●●, ●●●円 | 令和10年４月から  令和11年３月まで | 金●, ●●●, ●●●円 |
| ５ | 令和11年度 | 金●●●, ●●●, ●●●円 | 令和11年４月から  令和12年３月まで | 金●, ●●●, ●●●円 |
| ６ | 令和12年度 | 金●●●, ●●●, ●●●円 | 令和12年４月から  令和12年７月まで | 金●, ●●●, ●●●円 |
|  | 合　計 | 金●●●, ●●●, ●●●円円 |  |  |

※　年度額及び支払額は、消費税及び地方消費税相当額を含む。

個人情報取扱特記事項

（基本的事項）

第１　納入者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

（責任体制の整備）

第２　納入者は、個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

２　納入者は、前項の規定に基づき報告した事項を変更した場合は、書面により賃借人に報告しなければならない。

（作業責任者等の届出）

第３　納入者は、個人情報の取扱いに係る作業責任者を定め、書面により賃借人に報告しなければならない。

２　納入者は、作業責任者を変更した場合は、書面により賃借人に報告しなければならない。

３　作業責任者は、特記仕様書に定める事項を適切に実施するよう作業従事者を監督しなければならない。

（秘密の保持）

第４　納入者は、この契約による事務に関して知り得た情報をみだりに他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

（教育の実施）

第５　納入者は、個人情報の保護、情報セキュリティに対する意識の向上、特記仕様書における作業従事者が遵守すべき事項その他本委託業務の適切な履行に必要な教育及び研修を、作業従事者全員に対して実施しなければならない。

（再委託）

第６　納入者は、賃借人の承諾がある場合を除き、この契約による事務の全部又は一部を第三者に委託してはならない。

２　賃借人は、前項の承諾をするに当たっては、少なくとも、別に定める条件を付するものとする。なお、再委託先が再々委託を行う場合以降も同様とする。

２　発注者は、前項の承諾をするに当たっては、少なくとも、別に定める条件を付するものとする。

（派遣労働者等の利用時の措置）

第７　納入者は、本委託業務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、正社員以外の労働者に本契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

２　納入者は、賃借人に対して、正社員以外の労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

（個人情報の適正管理）

第８　納入者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失又は損傷の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。なお、講じるべき措置における留意すべき点は次のとおりとする。

(１)　個人情報の利用者、作業場所及び保管場所の限定及びその状況の台帳等への記録

(２)　施錠が可能な保管庫又は施錠若しくは入退室管理の可能な保管室での個人情報の保管

(３)　個人情報を取扱う場所の特定及び当該場所における名札（氏名、会社名、所属名、役職等を記したもの）の着用

(４)　定められた場所からの個人情報の持ち出しの禁止

(５)　個人情報を電子データで持ち出す場合の、電子データの暗号化処理等の保護措置

(６)　個人情報を移送する場合の、移送時の体制の明確化

(７)　個人情報を電子データで保管する場合の、当該データが記録された媒体及びそのバックアップの保管状況にかかる確認及び点検

(８)　私用パソコン、私用外部記録媒体その他の私用物を持ち込んでの個人情報を扱う作業の禁止

(９)　個人情報を利用する作業を行うパソコンへの業務に関係のないアプリケーションのインストールの禁止

(10)　その他、委託の内容に応じて、個人情報保護のための必要な措置

(11)　上記項目の従事者への周知

（取得の制限）

第９　納入者は、この契約による事務を行うために個人情報を取得するときは、事務の目的を達成するために必要な範囲で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

（目的外利用・提供の禁止）

第10　納入者は、賃借人の指示がある場合を除き、この契約による事務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的のために利用し、又は賃借人の承諾なしに第三者に提供してはならない。

（複写、複製の禁止）

第11　納入者は、賃借人の承諾がある場合を除き、この契約による事務を行うために賃借人から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

（資料等の返還等）

第12　納入者は、この契約による事務を処理するために、賃借人から提供を受け、又は納入者自らが収集し、若しくは作成した「個人情報が記録された資料等」を、この契約完了後直ちに賃借人に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、賃借人が別に指示したときは当該方法によるものとする。

（廃棄）

第13　納入者は、この契約に事務に関して知り得た個人情報について、保有する必要がなくなったときは、確実かつ直ちに廃棄し、又は消去しなければならない。

（調査及び報告）

第14　賃借人は、納入者が契約による事務の執行にあたり取り扱っている個人情報の管理の状況について、定期に及び必要に応じ随時に調査することができる。

２　納入者は、賃借人の求めに応じて、前項の状況について、報告をしなければならない。

（事故発生時における報告）

第15　納入者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、直ちに賃借人に報告し、賃借人の指示に従うものとする。

（契約の解除）

第16　賃借人は、納入者が本特記事項に定める義務を果たさない場合は、この契約による業務の全部又は一部を解除することができるものとする。

（損害賠償）

第17　納入者は、本特記事項に定める義務に違反し、又は怠ったことにより賃借人が損害を被った場合には、賃借人にその損害を賠償しなければならない。

（守口市情報セキュリティポリシーの遵守）

第18　納入者及び納入者の従業者は、契約による事務の執行にあたり、守口市情報セキュリティポリシーを遵守した運用を行わなければならない。また、納入者は再委託先及び再委託先の従業者に対しても、守口市情報セキュリティポリシーを周知し、遵守した運用を行わさなければならない。

第６第２項関係　賃借者が再委託を承諾する場合に付する条件

(１)　 納入者は、業務の一部を再委託する場合は、再委託先の名称、再委託する理由、再委託して処理する内容、再委託先において取り扱う情報、再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策並びに再委託先に対する管理及び監督の方法を明確にしなければならない。

(２)　(１)の場合、納入者は、再委託先に本契約に基づく一切の義務を順守させるとともに、賃借者に対して、再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

(３)　 納入者は、再委託先に対して本委託業務の一部を委託した場合は、その履行状況を管理・監督するとともに、発注者の求めに応じて、管理・監督の状況を報告しなければならない。

(４)　(３) の場合、納入者は、賃借者自らが再委託先に対して再委託された業務の履行状況を管理・監督することについて、再委託先にあらかじめ承諾させなければならない。

（注）再委託は、再々委託以降を含み、再委託先は、再々委託先以降を含む。